

仕 様 書

1. 適 用

この仕様書は、徳山ダム管理所等自動車点検・整備等業務（以下、本業務という。）に適用する。

2. 概 要

本業務は、徳山ダム管理所及び横山ダム管理室が所有する自動車及び機構がリースしている自動車の点検、整備等及び諸手続きを行うものである。

3. 業務場所

受注者の整備工場

なお、車両の引渡場所は、揖斐川町三輪 3 0 0 栄町宿舎とする。

4. 業務期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

5. 対象車両・点検月

別紙「点検・整備車両一覧表」のとおり

6. 業務内容

（1）定期点検・整備項目・諸手続き

- 1）6 ヶ月定期点検・1 年定期点検・整備
- 2）2 4 ヶ月定期点検・整備（車検）
- 3）諸手続き

（2）定期点検・整備費用・諸手続きに含まれる範囲

- 1）6 ヶ月・1 年・2 4 ヶ月（車検）定期点検・整備・諸手続きに係る費用一式
- 2）点検・整備時に通常交換する消耗品等を含み、詳細は以下のとおりとする。
 - ① エンジンオイル、オイルエレメント、ウォッシャー液、ワイパー（運転席側、助手席側、リヤ）及びドレンコックパッキンは点検・整備毎に必ず補充及び交換するものとし、見積もった数量等については特別な理由がある場合を除いて変更しない。
 - ② 車検については、通常必要となる消耗品（ブレーキオイル、クーラント等）及び整備等（エンジン及び下回りスチーム洗浄、下回り防錆塗り塗装等）を含み、見積もった数量等については特別な理由がある場合を除いて変更しない。
 - ③ 点検・整備時に別途修理・部品交換等が必要な場合は、受注者と協議の上変更契約の対象とする。
- 3）必要が生じた場合は、別途担当職員の口頭指示により自賠責保険の名義変更等諸手続きを行う。

（3）機構の都合により、点検・整備・諸手続等を実施しないことがある。

7. その他

疑義が生じた場合は、担当職員等と確認・協議することとする。